

# 歴史物語としての『梅松論』

福田 景道

『梅松論』は南北朝の動乱期を対象とする断代史を形成する。同時に武家興隆を視野に入れた史論をも展開する。時代の実相を知るための貴重な史料として重用されてもいる。これを歴史書と認定した上で考察を加える論考は多く、その叙述の中から歴史思想や政治思想が抽出される場合もある。

このように『梅松論』は史料性と史論性に富む歴史書と見なされて支障はない。しかし、それと同時に、文芸作品と見ても十分に鑑賞に値し、そのように享受されてきたことも疑えない。歴史文芸の一種として日本文学史の一角を確かに占め得るのである。ただし、この方面の究明は未だ十分とは言えない。文芸性の低さから歴史書以外ではあり得ないとする見解<sup>③</sup>が出され、一方では、高度な文芸性が見いだされて歴史書の域に収まらないとも主張されているという現状である。また、『太平記』と対比される際に軍記物・軍記物語に分類されることも、『増鏡』などと同列に歴史物語の中に含まれることもともあって、この点でも評価は定まらない。「軍記物語と鏡物とが合したのである」という早期の評言が未だ効力を失わず、「この作品に関するかぎり、歴史物語と軍記

物語との区別はつけがたい」という妥協案を穩当とせざるを得ないのである。近年は「歴史物語、軍記物語」と併記される場合もある。

本稿は、このような現況を踏まえて、『梅松論』の歴史物語的性格を再検証し、それによって、歴史物語の範圍と系列に関する一連の拙論を補うものである。

ところで、「歴史物語」を定義し、それに該当する作品の範圍を確定できる定説はない。漠然と、和文で書かれた通史的歴史叙述と言い得るにすぎず、『梅松論』も確かにここに含まれる。その中で、性格がある程度は分명한軍記物・伝記文芸・史論文芸はそれだけで独立した作品群を形成できるので、歴史物語に含まれないことが多い。これらは歴史物語と並立する分類項目として扱われるのが普通であり、とりあえず除外してみる。そうすると、独立し難い諸作品が、依然として歴史物語の呼称しかもち得ないまま取り残されてしまう。その大部分が、『栄花物語』や四鏡を中心とする比較的長い期間を対象とした諸作品に占められるのである。これがいわゆる「狭義の歴史物語」に一致し、軍記物などと対等に併置できるものとなる。一般の理解もこれに近いであろう。極めて

曖昧で便宜的な分類方法ではあるが、「『梅松論』は軍記物か歴史物語か」という命題はここにおいてはじめて意味をもつ。このように考えて、本稿では、別稿<sup>(10)</sup>で試みに提起した歴史物語の条件（共通性）に基づいて、『梅松論』の性格を考究する。

## 一

まず、『梅松論』の末尾近くに、「今日コソクモリナキ鏡ニ向フ心地シテ候へ」（四五頁）と、その歴史語りが総評されていることが注目される。この表現は明らかに『大鏡』の一節に基づいている。

今様の葵八花がたの鏡、螺鈿の筥に入れたるに向ひたる心地したまふや。いでや、それは、さきらめけど、曇りやすくぞあるや。いかにいにしへの古体の鏡は、かね白くて、人手ふれねど、かくぞあかき<sup>(11)</sup>（七四・七五頁）

すでに大宅世継の博識が「あかく磨ける鏡」（七三頁）や「あきらけき鏡」（七四頁）などと称賛されており、それを踏まえて彼の昔語りを聞く行為が、「曇りやすく」ない鏡に「向ひたる心地」に例えられるのである。この部分の要約が、『梅松論』の「クモリナキ鏡ニ向フ心地」であるに違いない。すなわち、『梅松論』に構築された歴史世界を統括する警句は『大鏡』から派生したのである。南北朝の動乱をめぐって交わされた問答は、かつての世継翁の物語と同質なのであった。これをもって、『梅松論』著作の根基が『大鏡』の影響下に構想されたことが確認できる。

このほかにも、両書には類似する表現が散見できる。たとえば、『大

鏡』の「それはいと聞き耳遠ければ、ただ近きほどより申さむ」（四一頁）という一句は、『水鏡』に「その前はいと聞き耳遠ければとて申さざりけれども」（一九頁）と引用され、『梅松論』の「我朝ノ天神七代地神五代ノ事ハ（中略）耳遠ナレバ申ニ及ズ」（二二頁）の言辞にも受け継がれていると考えて間違いないであろう。また、『大鏡』において藤原道長が「権者」と称えられるのと同様に、『梅松論』の足利尊氏も権者のに捉えられているという指摘もある。<sup>(12)</sup>『梅松論』は『大鏡』の存在を前提に著述され、『大鏡』を後継する作品の一つに数えられるものである。

歴史物語諸作品と『梅松論』の類同性は、「杵物語」を明瞭に形成する点からも指摘できる。ここに言う杵物語とは「おとぎの形式の文学」<sup>(13)</sup>「談論文芸」<sup>(14)</sup>「場の物語」<sup>(15)</sup>「対話様式作品」<sup>(16)</sup>などと呼ばれてきたものとはば一致する形態である。つまり、特定の時に聖なる場所において特別な語り手が相応の聞き手に対して談話や問答を展開する一場面が設定されて、その設定が作品世界の外郭として本文化されている作品群を意味する。『大鏡』とそれを踏襲する『今鏡』『水鏡』『秋津島物語』『唐鏡』『増鏡』などの鏡体の歴史物語がこの作品群の中心となっており、その事実も、この形式が、歴史物語の本質や発生過程と無縁ではないことを予想させるであろう。<sup>(17)</sup>

『梅松論』もこの杵物語作品群に属する。すなわち、某年の二月二十五日の北野天満宮毘沙門堂において、ある老齢の法印が語り手として登場し、聞き手には児二人をはじめとする数人の同席者が仮設され、彼らの問答に包含される形で、興味を保ちながら歴史語りが展開されている。しかも、その様を垣間見して筆録した老尼とその一行の様子も描き出さ

れるのである。『大鏡』に類似し、それに比肩し得る強固な外枠を保持した作品と認めなければならない。杵物語中の白眉である。ただし、この法印には長大な歴史語りをするにふさわしい超人的な年齢や異常な経歴・能力が付与されていない。彼は適度の博識と伝聞と文献を駆使して史実をたどるに過ぎない。この点では、『大鏡』『今鏡』『水鏡』『秋津島物語』の神秘的な語り手と大きく相違する。『大鏡』に創案された、語りの場の「超現実性」に欠けるのは否めない。むしろ、同時代の『増鏡』において、無名の語り手の不安定性の中に他界的な「むかし」が現出されるのに近いようである。しかし、いずれにしても鏡物形式には属する。したがって、この外郭から滲み出る文芸性を『梅松論』全体のものとして評価するならば、この書を歴史物語の範疇に入れる有力な要因となり、杵物語を顕在化させない軍記物とは一線を画するであろう。

また、成立時期も作品の性格と無縁とは限らない。『梅松論』が成立したのは十四世紀中葉と考えられているが、これは『増鏡』『神皇正統記』『太平記』『保暦間記』『源威集』『神明鏡』などの歴史文芸量産の時期とほぼ重なっている。ここには、軍記物などに比して、狭義の歴史物語に属する作品が比較的多く含まれるように思われる。歴史物語とその周辺の作品が盛行した時流の中で『梅松論』も成立したのならば、それもこの作品の性格を暗示するのかもしれないのである。短期間の合戦の衝撃に叙述を凝縮させるよりも、長期間にわたる歴史の流動に関心が払われる趨勢であったとも思われる。

また、歴史物語には、女性・年少者・武士などの教養書・教訓書・啓蒙書などの役割を担って著作され、享受されたと考えられる一面があるが、大児・小児の質問に答える形で展開する『梅松論』の構図はまさに

歴史物語としての『梅松論』(福田)

これに適合するであろう。「タレモ知事ハ勿論ナレドモ、我ハ更ニ不知也。タゞ語給へ」(二二頁)という小児の言、妙恵の自害を語る際に法印が特に兎二人に向かって武士の心得を教授する場面などもその反映と考えられる。筆録する側の老尼が「静ニ読ツゞケテ、清書シテ八十地ノナグサミニモナシ、又尼ガ孫彦数モヲ、シ。是等ハ皆家々サルベキ人々ノ子孫ナレバ、見セテ心ヲツクルベシ」(四六頁)と言ってこの問答を後学のために活用しようとするのも、作品の教育書的一面に通ずるであろう。歴史物語作品群に共通する性質の一つに教導性が認められるとすれば、これも『梅松論』が歴史物語に属し得ることを傍証するのではないであろうか。

表現や叙述態度の共通性、杵物語の形成、成立の時期、教導性などから見て、『梅松論』は歴史物語的性格を顕著に有していると言ってよいであろう。

## 二

一方、『梅松論』には、他の歴史物語諸作品に背反する性格も見いだせる。特に武家とその政権に重点を置く叙述姿勢は他の歴史物語とは厳しく対立する。古くからこの作品については「尊氏弁護の立場」や「武家の精神・立場を讚美する」立場が指摘され、武士階級の成長の記録と見られ、「幕府再編成史」とも捉えられてきた。この傾向は近年に至っても変わっていない。また、戦闘の描出が作品の主要部分を占める点は、軍記物との弁別をより困難にしている。外枠がいかに歴史物語的であっても、内実は合戦譚の連続であるのは否定できない。

このように、武家の活躍に多くの紙幅が費やされる点が、『梅松論』を歴史物語と見なす際の大きな障害となることを看過するわけにはいかないのである。以下、これを作者の歴史認識によって検討してみる。

『梅松論』には、何箇所かに単調な列挙記事が見られる。これは『大鏡』や『増鏡』にも頻出するもので、それらの場合を見ると、たしかに羅列的で作品の興趣を殺ぐ面もあるが、他方、作品の基盤に関わることも多かった。<sup>(3)</sup>

『梅松論』で最初に関心の対象となり、第一に列挙されるのは將軍である。すなわち、秦朝の白起をはじめとする中国の名將の列記に続いて、日本武尊・神功皇后・聖德太子・藤原鎌足・天武天皇・大野東人・坂上・菟田麻呂・同田村麻呂・同錦丸<sup>(3)</sup>・平兼盛<sup>(3)</sup>・藤原秀郷・源頼義・同義家・平正盛・源義朝・平清盛の実名が連ねられ、さらに源氏の頼朝・頼家・実朝から藤原頼経に鎌倉將軍の座が移行する経緯が粗述されている（九・一〇頁）。このうち東人・菟田麻呂・田村麻呂・義家などは「鎮守府將軍」と称されていて特に問題はない。日本武尊・神功皇后・秀郷・頼義・正盛・義朝・清盛は將軍と呼ばれるに値する軍事行動で知られている。「兼盛」も「貞盛」の誤りとすれば、將軍にふさわしい。「征夷大將軍、鎮守府將軍ハ勅ヲ蒙ラザルモ多シ。是ハ戦功アル時將軍トセウスル所也」（九頁）と言われるように、実際に將軍と呼ばれていたか否かは問われていないのである。一方、聖德太子・藤原鎌足・天武天皇は奇異に映る。しかし、この場合も、

同卅二代用明天皇ノ御宇、厩戸ノ太子ハ、自將軍トシテ守屋大臣ヲ誅給フ。同卅九代天智天皇ハ大職冠鎌足ヲ以テ入鹿ノ大臣ヲ誅給フ。

同四十四代天武天皇ハ自大將トシテ、大友皇子ヲ討。（九頁）

と、それぞれの戦果が重視される故のことであって、一応納得できる。古来の戦乱や政変において勝利した当事者がここでは広く將軍と見なされている。まさしく「戦功アル時將軍トセウスル」のである。したがって、自ら戦場を駆けた聖德太子（厩戸太子）は「將軍」であり、天武天皇も壬申の乱の「大將」として將軍に等しいと考えられたのであろう。「自ら將軍トシテ」三韓を平定したとされる神功皇后も同様である。鎌足は、蘇我入鹿を倒した壮挙が戦果と同等に評価されたと考えられる。

ところで、この中で鎌足の例は天智天皇の意志の代行者として扱われていて、少しく趣を異にする。「天智天皇ハ：鎌足ヲ以テ：誅給フ」と主体は天皇にあるような口吻である。同様の例は他にも見られる。

四十五代聖武天皇ハ大野東人ヲ以テ大將トシテ、右近衛少將兼太宰大式藤原広嗣ヲ被討（九頁）

四十六代称徳天皇女帝、中納言兼鎮守府將軍坂上菟田丸ヲ以テ大將軍トシテ、淡路廢帝并与党藤原仲丸ヲ誅伐セラル（同）

五十代桓武天皇<sup>平氏祖</sup>、中納言兼鎮守府將軍、坂上ノ田村丸ヲツカハシテ、奥州夷狄赤髮已下ノ凶賊ヲ平ゲラル（九・一〇頁）

五十二代嵯峨天皇ハ、鎮守府將軍坂上錦丸ヲ以テ、右近衛督藤原仲成ヲ誅セラル（一〇頁）

六十一代朱雀院ハ、平兼盛并藤原秀郷両將軍ヲ以テ、平將門ヲ討タル（同）

七十七代後白川院御在位ノ始、保元年中御兄崇徳院ト御事アリシカバ、下野守義朝并安芸守清盛ヲ以テ、六条判官為義、平右馬助忠正等ヲ討セラル（同）

追討される敵はさまざまであるが、これらは明らかに將軍の功績が天

皇の權威に吸収される例と見なされる。聖德太子の場合も「用明天皇ノ御宇」とあるところから同趣の構図が潜在するに違いない。次に示す日本武尊の例も同様に理解できる。

一 先人王十二代景行天皇御宇、東夷叛ス、御子日本武尊ヲ以テ大将トシテ征伐シ給フ(九頁)

「征伐」したのは景行天皇であって、日本武尊はその代行者にすぎないという趣意であろう。後冷泉院・白川院・堀川天皇の「御宇」に、陸奥守源頼義・陸奥守兼鎮守府將軍源義家・因幡守平正盛を「以テ」、安部貞任等・清原武衡・対馬守源義親をそれぞれ討伐したことを記す例もあり、これらの重心も天皇に傾くと判断できる。

以上のように、『梅松論』に列挙される將軍は、武家や専門軍人に占有されるものではない。天皇もしくはその代行者が重要な戦果をあげた場合、すべて將軍と呼び得る。「和漢共ニ將軍ト申ハ、朝敵ヲ討武將ノ職也」(九頁)と規定されるのは、まさにこの意味であった。武力を行使して「朝敵」すなわち天皇に敵対する勢力を掃討することのみに將軍存立の意義が見いだされているのである。天皇の治世に内包されて、その權威を背景に——極言すると、天皇の庇護のもとに——、天皇のために「戦功」をもたらしたものにしか「將軍」の称呼は許されない。したがって、「朝威」に背いた平清盛は「惡逆無道」な存在となり、院宣に依拠した源頼朝の率いた軍団は「義兵」となり、追討に成功した頼朝は当然のこととして「叡感ノ余」に「征夷大將軍」に任ぜられたと理解される(一〇頁)。正邪の判定は明確である。

さて、ここにおいて問題となるのは、『梅松論』の主役足利尊氏である。尊氏は、最も多く「將軍」と呼ばれる。征夷大將軍の職に就く以前

から、終始一貫して「將軍」と呼称されている<sup>(35)</sup>。このような將軍尊氏とその政権が、右の將軍の捉え方と無関係であるはずはないであろう。果たして『梅松論』の尊氏は天皇を守護すると言えるのであろうか。

### 三

將軍の列挙記事は、鎌倉の源家將軍三代の変遷と摂家將軍九条頼経の downward が記された段階で、承久の乱の叙述に移行してゆく。続いて承久以後の天皇名と治世の年数が列記される形で皇位継承の過程が示された後に、改めて鎌倉將軍九代と執権八代が略記されている。その範囲では戦鬪に臨んでの北条泰時・義時父子の皇位を尊重する会話が注意される。「御位ニ於テハ彼院ノ御子孫ヲ位ニ付奉ルベシ」(一一頁)というのはその際の義時の言である。「院」とは後鳥羽院である。敵対する後鳥羽院の皇統は維持したいという考えが読み取れる。これは、「但院直ニ御向アラバ甲ヲヌギ弓ヲハツシテ可レ參」(同)との発言とともに、「凶臣」と呼んで「重科ニ属スベシ」という臣下に対する態度とは対照的である。後鳥羽院個人はともかく、天皇位と皇統の維持は「天意」によって一応尊重されていると考えられる<sup>(36)</sup>。

さて、兵乱終結後に、院を配流し、予告どおりに「凶臣悉刑罰」した幕府が、予告どおりに「院ノ御孫、後堀川天皇」を位に即けた旨が記される(同)。しかし、後堀河帝は、後鳥羽院の兄宮守貞親王(後高倉院)の皇子で、「院ノ御孫」ではない。『梅松論』の歴史知識の曖昧さを示す例だが、同時に皇統の永続が不可侵のものと考えられていたことも予想させる。文飾に過ぎないのかもしれないが、「我朝ハ王孫一流御治世ヨ

リ外他ノ位ヲマシエズ、誠ニ神国宝祚長久ノ堺也」（同）という言葉もある。

後堀河院について「御治世自貞応元年、貞永元年ニ至マデ十一ヶ年也」（同）と治世が期間によって要約された後、四条院も「天福元年ヨリ、仁治三年マデ、御治世十年也」（同）とだけ紹介される。以下も同じ要領で、（後）嵯峨天皇・後深草院・龜山院・後宇多院・伏見院・持明院（後伏見院）・後二条院・萩原院（花園院）・後醍醐院の治世が列挙されている。簡略ではあるが、ここに皇位継承過程、即ち「世継」が明示されていると見なしてよい。狭義の歴史物語の条件としてその基層に皇位継承史構想が潜在する点が想定できるが、『梅松論』にも軽微ながらそれが見いだせるように思われる。ただし、この列挙は將軍の記事に挿入されたものに過ぎないとも見なせる。この作品の一部に「世継」的要素が内包されていると言うにとどめるべきであろう。

ところが、次に鎌倉幕府滅亡の経緯が語られる際には軽視できない列挙記事がある。高時時代に政務に「非儀」（非義）が顕現するようになったとされた後に、

中ニモ殊更御存位ノ事ニツキテ私アリシカバ、争天恵ニ背カザルベキヤ。其故ハ昔ヨリ受禪ト申ハ、代々ノ御門御存位ノ時、儲君ヲ以テ春宮ニ立給シカバ、宝祚乱煩シ給事ナシ。（一二頁）

と記される。北条政権の最大の「非儀」は皇位継承に干渉したことにあるというのである。問題の列挙の記事はこれに続く。そこでは、まず「宝祚乱煩シ給事ナシ」の先例として、天武天皇が壬申の乱で大友皇子を破ったことをはじめとして、光仁・嵯峨・清和・後白河・高倉・安德・（後）鳥羽・後堀河の各帝の即位の事情もしくは在位中の事件が粗述さ

れて、「皆是一日受禪ノ障碍也トイヘ共、遂ニ正儀ニ帰スル者也」と総評されている（一三頁）。このうち、後白河帝については保元の乱で崇徳院を倒した経緯が「天ハ非理ニクミセザレバ（中略）主上御位ヲ全シ」たものと捉えられる（同）。時の治天の君が次の皇位継承者（春宮）を指名することを正当とするからには、鳥羽院に指名されたはずの後白河帝の方に「理」があるという趣意であろう。嵯峨帝と平城上皇の争いが、父「桓武天皇ノ叡念ニ任テ、嵯峨天皇ノ御在位ヲ全シ給」（一二頁）と断定されるのと同じ論理である。そうすると、天智帝に譲位された天武帝が大友皇子に勝利したのも道理に適用ことになる（後述）。また、まったく難点のない高倉帝の意思を無視して安德帝を即位させた清盛の専横が「天意ニ背ク」と評されるのも当然である。天意は常に「非義」になく「正義」に存するのである。後鳥羽院が「代ヲ乱」した行為も正当な皇位継承を阻害したものと理解されているのかもしれない。そのため「関東」に擁立された後堀河帝も「正儀（正義）ニ帰スル」例に加えられたのではないだろうか。

こうして、『梅松論』では、先例の列挙によって、旧帝が新帝を指名することの正当性が実証されるのであるが、その後の列挙記事で示される後嵯峨院以後の皇位継承過程は、天意に反する「非理」「非儀」の連続と見なされている。後深草・龜山・後宇多・後二条・後醍醐帝の治世は後嵯峨院の「遺勅」に合致するゆえに、理に応ずるものと認められているが、それに対して、伏見院と持明院（後伏見院）の二代は「関東ノ計横沙汰」であり、萩原新院（花園院）の在位は「非儀ニ立帰」るものと明言されている（一三頁）。「後嵯峨院御遺勅相違シテ御即位テンベンセシ事関東非理ノ沙汰、争天意ニ背カザルベキ哉」（同）ともある。結

局、不当とされる即位は、正当な治天の君の決定に反するものに尽きるのである。

以上のように、『梅松論』には皇位継承者は既存の皇位継承者によってしか決定できないという道理が認められ、それに基づいて確定した正統な皇統が支持され、それを武力をもって守護するのが將軍の職分と考えられている。この原則が先例の列挙によって証明され、確信されているのである。そして、これらのことは、「世継」即ち皇位継承史を基軸に成り立つ歴史物語に『梅松論』が加えられるのを容認する方向に理解を導くものであろう。

ところで、そうすると、「將軍」としての登場を常とする足利尊氏が、正当な皇位継承者後醍醐帝と覇を争って勝利することは、天意に背く非理なる行為にならざるを得ない。足利政権の擁護を一つの使命とすると思われる『梅松論』は、この矛盾にどのように対処しているのであろうか。

#### 四

天智天皇ノ御子大友王子ヲサシヨキ奉テ、御弟天武ヲ以テ御位ヲ讓奉給シカバ、御即位ノ望ナキ由ヲ顯サンガ為ニ、吉野山ニ入給処ニ、大友ノ王子天武ヲ襲奉、伊賀伊勢ニ出テ、大神宮ヲ拝シ給テ、官軍ヲカリ催シ、美濃近江ノ境ニ於テ合戦ヲトゲテ、遂大友ノ凶乱ヲ平ゲ給フ。清見原ノ天皇是也。(二二頁)

前出の壬申の乱の記事の全文である。ここで注目されるのは、天武帝の軍勢が「官軍」と呼ばれていることである。即位の意志を放棄して宮

都を逃れたにもかかわらず、前帝天智の「御子大友王子ヲサシヨキ奉テ、御弟天武ヲ以テ御位ヲ讓奉給」という行為によって、天武帝が正統視されていたものと思われる。即位以前から天武軍は「官軍」の資格を有し、大友皇子の軍事行動は「凶乱」と断じられるのであろう。天武帝方が結果的に勝利したために、後代の認識として「官軍」と呼ばれるのではない。正当な帝位に従う軍勢が「官軍」なのである。承久の後鳥羽院方もこの意味での「官軍」であった(一〇頁)。元弘の乱で「無勢ナル」ために後醍醐帝を守護できなかった武士団も「官軍」と呼称される(一四頁)。さらに、後醍醐帝と足利尊氏・直義が対決する段階になっても、後醍醐帝が「官軍」と表現され、足利勢は「御方」と呼ばれて正邪の判別をかるうじて免れるのである(二三・二四頁)。

『梅松論』において、最終的に勝敗を決するのは、道德的善悪に応報する天意には違いない。しかし、とにかく、正当な君主の率いる勢力が「官軍」となるのである。なお、これは、後鳥羽院の皇統の維持が優先されたように、帝個人は否定されても皇統は天意によって保守が目指されたことに基づくのかもしれない。

そのような「官軍」の対極に位置するのが「凶徒」である。まず、建武新政権に対して「先代方トシテ謀反ヲ企」てた本間・渋谷氏の軍勢が「凶徒」と呼ばれる(二二頁)。北条高時の息男時行(相模次郎)が起した中先代の乱においても、時行勢が四度にわたって「凶徒」と表現されている(二二頁)。大友皇子の「凶乱」も「奥州夷狄赤髪己下ノ凶賊」(二〇頁)も同趣の用法であらう。

この作品では「官軍」と「凶徒」の区別が遵守されるのである。それでは、作品の過半を費やして「官軍」と戦う「將軍」尊氏の勢力はどの

ように捉えられるのであろうか。足利側からの視点をうかがわせる『梅松論』にあつては、足利軍は「御方」「御勢」などと言われるのが普通で、「官軍」とも「凶徒」とも表現されない。そこで、対立する後醍醐方の表出傾向によって、間接的に足利方の捉えられ方を探ってみよう。

『梅松論』下巻には「御代ノ眼目」(二七頁)として尊氏が九州に下向し、再起し、再上洛を果たして政權を奪取る経緯が纏々と語られている。そこにも「官軍」の用例はある。

今度官軍鎌倉近ク攻下テ(二八頁)

官軍ニハ千葉ノ新介、義貞ノ一ノ者、船田入道由良左衛門尉ヲ始テ、千余人討取ル。御方ニモ手負打死數輩也。(二八頁)

去程ニ官軍ハ山上雲母坂、ハフセンヨリ赤山ノ社ノ前ニ陣ハ取タリシ。御方ハタダスノ河原ヲ先陣トシテ、京白河ニ充滿セリ。(二九頁)

足利軍が九州に下向するまでは、後醍醐方がたしかに一貫して「官軍」と呼ばれている。「敵」とも記されるが(二九頁)、後醍醐方が正当な皇位に基づく「官軍」と定位されていることは間違いない。「御方」などと呼ばれる足利方は、「官軍」に敵対する限りは賊軍ということになる。

ところが、建武三年三月二日、多々良浜の合戦に挑むに際して、足利の一将少式頼尚が敵軍(後醍醐方)を「凶徒」と呼んでいるのが注目される(三四頁)。これを境に「官軍」の用例はまったく見られなくなり、ひたすら後醍醐方は「凶徒」と称され続けるのである。「イツシカ昨日マデノ凶徒、今日降参」(三六頁)、「九国ノ中不レ殘凶徒無リシ程ニ」(同)、「凶徒作道ヨリ寄来シヲ(中略)大勢討取畢」(四二頁)などと足

利軍の勝利とともに後醍醐方が「凶徒」として壊滅するさまが繰り返し述べられる。『梅松論』の歴史叙述の最後に位置する金崎落城の記事中には、

此城兵粮断絶以後、馬ヲ害シテ食セシメ、廿日余堪忍シケル。凶徒等乍生鬼類ノ身トナリケルガ不便ニゾ覺シ。(四四頁)

とまで記され、かつての「官軍」との落差は甚だしい。こうして後醍醐方が「凶徒」に変じたとすると、「將軍」がそれを征討するのは非義でも非理でもなく、天意にそむくとも考えられないであろう。語り手の法印は、争乱の終結を告げるのに、次のように、「將軍」が「凶徒」を一掃したことをもってする。

今ハ諸国ノ凶徒或ハ降参、或ハ誅伐セラル。將軍ノ威風四海ノ逆浪ヲ平ゲ、合戦ト云事モ聞エズ。(四五頁)

また、下巻で「官軍」の用例が消滅して「凶徒」が点在するようになってから尊氏の周辺に奇瑞・佳例が突如として充滿するようになる。香椎宮の神出現の「奇瑞」(三三頁)に始まり、奇跡・靈夢・吉兆・神風などの現象が数多く記録される。足利方の神仏への崇敬を示す記事も目立つようになり、戦勝が「神ノ加護」(三六頁)、「仏神ノ加護」(三八・四二頁)と結び付けられる。これらによって、將軍方勝利の必然性は受け入れられ易くなるであろう。

さて、「官軍」から「凶徒」への転換は、赤松円心の進言に端を発するようである。

官軍ハ錦ノ旗ヲ先立、御方はニ対向ノハタナキ故ニ一向朝敵ニ似タリ。所詮持明院殿ハ天子ノ正統、先代滅亡以後定テ叡慮不レ快歎。急ニ院宣ヲ被ニ申下一テ、錦ノ御旗ヲ先立ララルベキ也(三〇頁)

これ以降『梅松論』に「官軍」の用例はない。朝敵と呼ばれる不利から逃れるために持明院統の光厳院の「院宣」を望んだのであるが、その前提として「持明院殿ハ天子ノ正統」と断言している。根拠は明らかにされないが、もしも持明院統が正統であれば、足利軍が「官軍」として「凶徒」を討伐する正当性が得られることになる。この後文に「始ノマケ軍ハ御当家ノ佳例也」という予祝や「神仏加護」によって順風が得られたという考えが示されて、足利方の運命の好転が徐々に予想させられるようになったところに院宣がもたらされるのである。

三宝院僧正賢俊時為日野律師為二勅使一持明院ヨリ院宣被<sub>レ</sub>下。文章如常。天下ノ事可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>計申<sub>一</sub>趣也。依<sub>レ</sub>之諸人イサミノ色ヲ顕ス。今ハ朝敵ノ儀アルベカラズトテ、錦ノ御旗ヲ諸国ノ御方ニアグルベキヨシ、国々大将ニ被<sub>二</sub>仰遣<sub>一</sub>処也。(三二頁)

これ以降、正当や正義を象徴する「錦の御旗」の用例は、後醍醐方の占有物から一転して足利方に独占されるようになる。『梅松論』の正邪の判断は実に明瞭である。この「院宣」を分岐点として足利政権確立の方向がはっきりと正理に定められる。したがって、後醍醐帝の敗退も約束される。また、この瞬間に尊氏は真に「將軍」と呼ばれる資格を獲得し、それが『梅松論』全編の尊氏の呼称に及んでいとも考えられる。上巻において建武政権の失政が公武の対立を招き、非義なるために後醍醐帝が天意を失ったであろう事情も看過できるものではないが(二〇頁)、その段階では、正邪や正統や天命が変動した形跡は認められない。それらも無関係とは思われないが、情勢を一変させたのは、「錦の御旗」であり、「官軍」の「凶徒」への転落なのである。ここに『梅松論』構想の重要な分岐点が見いだせるであろう。

このように、『梅松論』下巻は尊氏を將軍の座に導くように構成されている。足利方の勝利は神意にも天意にも適うもので、皇位継承の正統性に背くものでは決してないことが主張されているのである。唐突に持明院統が正統に転ずる一点を除くと、上巻冒頭から下巻末尾までが一つの流れとしてある程度統一的に捉えられてもよいのかもしれない。

しかし、やはり上巻と下巻では乖離する点があるように思われる。たとえば、「錦ノ御旗」の用法は両巻で相違する。上巻では「錦ノ御旗」と必ず「御」が付されていて一定するが、下巻では足利方には「御」が付されるのに対して、後醍醐方の場合には四例すべてが「錦ノ旗」と記されて対照される。下巻では当初から足利正当化が予定されていたためとも考えられる。これはまた京大本の上・下両巻の間には、書写年時・書写態度・正確さなどに相違点が見いだされていることに連動する。いずれにしても、両巻にはそれぞれある程度の独立性が潜在するのかもしれない。たとえば、下巻は、足利尊氏が興隆する物語、尊氏の栄華物語としての統一性をもち、上巻はそれとは別に建武政権盛衰の物語というようない貫性をもつとは考えられないだろうか。

## 五

『梅松論』には「世継」即ち皇位継承思想が明確に内在する。そこでは、皇位は皇位にある者によってしか決定できないという理法が呈示され、それに従うものは正義、阻害するものは非義と見なされている。「將軍」もその理法に依拠して存在の意義を獲得しているのである。足利政権や將軍尊氏を擁護する本書の叙述態度とは一見矛盾するようであ

るが、持明院統を正統とする揚言を付置し、敵軍を「凶徒」と断定する独創によってかろうじて構想の破綻を免れている。あるいは、免れようと志していると思われる。尊氏による後醍醐帝方の制圧を決して非義と捉えさせない口吻である。建武政権と足利政権の政道上の比較などが天意を左右し、運命を決する部分もあるには違いないが、『梅松論』世界の大局は皇統(正統)の動向によって決定されていると言えるのではないだろうか。

このように考えると、『大鏡』の伝流を受け継ぎつつ著述され、強固な粹物語を形成する『梅松論』は、鏡体歴史物語の諸作品にきわめて近縁する作品と見なせるであろう。下巻はほぼ完全に武家中心の軍記物語の世界を開示し、皇統の認識も粗雑なものであるが、それをも歴史物語的粹物語が包容している点に注意が向けられなければならない。軍記的部分は歴史物語構造に組み入れられて機能しているとも考えられる。これをさらに勘案するに、『梅松論』は歴史の動因を合戦に見いだしているのではないかと思われる。その合戦の勝敗を決するのが天意であり、正邪や理非であり、「官軍」と「凶徒」の峻別であると考えられているのであろう。したがって、『梅松論』には合戦の記述が数多く含まれるが、それは必ずしも軍記的興味のみに基づくとは思われない。「世継」への関心も無視できないのである。

なお、「続梅松論<sup>45)</sup>」と言われる『源威集』も、足利方からの歴史叙述として『梅松論』と同様の問題を有している。これも歴史物語量産時代の産物であり、その問答体は本来は粹物語を形成し得ると考えてよい。また、天皇家の動静にもしばしば筆が及んで、武家社会のみに視野を固定しない。「御当家耳君ヲ護リ乱ヲ納ル謂ヲ尋ル<sup>47)</sup>」(三一九頁)、「御当家

限テ代々権柄ヲ執リ、朝家ヲ守護シ、朝敵等ヲ平ケ、今モ諸侍ニ首頂(領カ)ト仰カレ給故如何<sup>48)</sup>(三二二頁)という問いが発せられて、数多くの氏族の中で、源氏だけが、中でも足利家(当家)だけが、君を護り、朝家を守護しながら威勢を堅持していることが重視されるのである。これは『梅松論』の「將軍」観に符合する。このように『源威集』は先行の『梅松論』に近似し、同じように歴史物語的性格が顕著なのである。しかし、そこにはもはや皇位継承史構想と言えるほどのものは見いだせない。武家の天皇を守る使命が認識されてはいるが、『梅松論』(特に上巻)のように構想の機軸になり得てはいないのである。皇位継承過程が歴史全体を左右するという意識は見られない。「世継」を重視しつつもそれを表出するに至らず潜伏させたままに叙述が進められたのかもしれないが、作品の基幹に「世継」を必要としないのは間違いない。この面では『源威集』は歴史物語の系列からはすでに離脱した作品と言わざるを得ないであろう。「世継」としての歴史物語の範囲内にとどまる可能性を大きく残す『梅松論』とはこの点で相違している。

あるいは、『梅松論』上巻から同下巻を経て『源威集』へと歴史叙述が継続される経緯には、歴史物語史が終焉に向かう過程が投影しているとも考えられる。また、『梅松論』の古本系諸本のような形態が流布本系のそれに改稿される過程を想定すると、鏡体歴史物語の外郭が収縮して、同時に歴史物語的要素を消失していく経緯が看取できるであろう。この経緯は、歴史の中心が公家から武家に移り行く現実に対応するのかもしれない。元来歴史物語に記述される世界が、帝王や王城を頂点とする単一的な公家社会に限られていたのに対して、『梅松論』や『源威集』が対象に選んだ武家と合戦の世界ははるかに複雑で、広範に及ぶもので

あった。「合戦の語り手は、数多の陣営を飛び歩いて、戦いの状況を把握していなければならないし、敵味方双方の将兵の心の動きを理解していなければならない場合もある」ために一人の人間の見聞できる範囲に限られる歴史物語の形式では合戦の叙述は不可能であるという指摘がある<sup>48</sup>。『梅松論』でも、「相知レル僧ノ其比見タリツルトテ語りツルハ」(二八頁)・「其比ノ事相シレル人物語セシハ」(二二頁)と語り手以外の人物からの伝聞の形をとらざるを得ない部分がある。つまり、「増鏡」において部分的に生じていた合戦描写が『梅松論』や『源威集』になると主要部分を占めるようになったことが、挿物語を後退させ、歴史物語そのものの制作を停止させていったのではないだろうか。

このような見地に立つと、『梅松論』という作品は、まさに歴史物語史の掉尾を飾っているとさえ言えよう。

## 注

- (1) 清原貞雄著『日本史学史』(昭和三年、中文館書店刊)、玉懸博之「『梅松論』の歴史観」(『文芸研究』第六八集、昭和四六年一〇月)、長谷川端「梅松論」(大曾根章介他編『歴史・軍記・歴史物語』研究資料日本古典文学第二巻、昭和五八年、明治書院刊)、熱田公「梅松論」(『日本歴史』「古典籍」総覧)別冊歴史読本、平成二年、新人物往来社刊)、佐藤和彦「梅松論」(『歴史と旅』第二〇巻第二二号、平成五年七月)など。
- (2) 石毛忠「南北朝時代における天の思想―『梅松論』をめぐって―」(『日本思想史研究』創刊号、昭和四二年三月)、玉懸博之前掲論文(1)、田原嗣郎「南北朝期における武家の天皇観」(『季刊日本思想史』第一〇号、昭和五四年二月)など。
- (3) 吉沢義則著『室町文学史』(日本文学全史巻六、昭和二年、東洋堂刊)。
- (4) 加美宏「梅松論解説」(同他校注『梅松論』新撰日本古典文庫、昭和五〇年、現代思潮社刊)。
- (5) 軍記物または軍記物語と見るものに、坂本太郎著『日本の修史と史学』(日本歴史新書、昭和三年、至文堂刊。後に同著『修史と史学』(坂本太郎著作集第五巻、平成元年、吉川弘文館刊)に再録)、加美宏前掲解説(4)、上中修三「南北朝期の天皇観」(『修道法学』第一二巻第一号、平成二年二月)などがある。それに対して歴史物語と定義するのは、長谷川端「梅松論」(『日本古典文学大辞典』第五巻、昭和五九年、岩波書店刊)、和田英道「梅松論―南北朝内乱を描いた文芸」(『国文学解釈と鑑賞』第五四巻第三号、平成元年三月)などであり、伊藤敬「歴史物語と史論」(『中世文学研究の三十年』中世文学会、昭和六〇年三月。同著『増鏡考説―流布本考―』(新典社研究叢書49、平成四年、新典社刊)に再録)では「広義の歴史物語」とされる。
- (6) 坂井衡平著『新撰国文学通史 中巻』(大正一五年、三星社刊)三〇一頁。
- (7) 松村博司著『栄花物語の研究』(昭和三年、刀江書院刊。復刻版、平成四年、風間書房刊)五〇三頁。なお、安井久善「歴史物語」(有吉保編『中世日本文学史』昭和五三年、有斐閣刊)にもこれに近い考えが示されている。
- (8) 益田宗「梅松論」(『国史大辞典』第一二巻、平成二年、吉川弘文館刊)。
- (9) この一連の考察には、「歴史物語の系譜と『増鏡』―継承性と自律性の観点から―」(『島大國文』第二〇号、平成三年二月)、「歴史物語の範

## 歴史物語としての『梅松論』（福田）

- 困と系列（上・下）（『島根大学教育学部紀要』人文・社会科学、第二七巻第一号・第二号、平成五年二月・平成六年三月）、『秋津島物語』の輪郭―『歴史物語の範囲と系列』補説―（『国語教育論叢』第四号、平成六年二月）などがある。
- (10) 拙稿「歴史物語の範囲と系列（上・下）」（前掲〈9〉）。
- (11) 『梅松論』の引用は高橋貞一「翻刻・京大本梅松論」（『国語国文』第三三巻第八号・第九号、昭和三九年八月・九月）による。以下同じ。
- (12) 『大鏡』の引用は橋健二校注・訳『大鏡』（日本古典文学全集20、昭和四九年、小学館刊）による。
- (13) 『水鏡』の引用は金子大麓他編『校注水鏡』（平成三年、新典社刊）による。
- (14) 八木格治「梅松論とその荷担者」（『京都府立園部高等学校研究紀要』第六集、昭和三年。後に同著『新史観の探究―東洋・西洋の歴史観と日本古代史―』（平成元年、原書房刊）に再録）。
- (15) 市古貞次「御伽の文学」（西尾実先生古稀記念論文集『中世文学の世界』昭和三五年、岩波書店刊。市古貞次著『中世小説とその周辺』〈昭和五年、東京大学出版会刊〉に再録）。
- (16) 加美宏前掲解説（4）など。
- (17) 森正人「〈物語の場〉と〈場の物語〉・序説」（説話と説話文学の会編『説話論集 第一集 説話文学の方法』平成三年、清文堂出版刊）、同『巡の物語の場と物語本文』（『日本文学』第四一巻第六号、平成四年六月）など。
- (18) 阿部泰郎「対話様式作品論序説―『聞持記』をめぐるて―」（『日本文学』第三七巻第六号、昭和六三年六月）。
- (19) 拙稿「歴史物語の範囲と系列（下）」（前掲〈9〉）参照。
- (20) 高橋亨「語りの場の表現史と歴史物語」（山中裕編『王朝歴史物語の世界』平成三年、吉川弘文館刊）参照。
- (21) 菅野覚明『増鏡』における「むかし」の位置づけ―序文の記述をめぐって―（竹内整一他編『日本思想史叙説 第三集』昭和六一年、ぺりかん社刊）参照。
- (22) 武田昌憲「京大本『梅松論』の問答部分について―『梅松論』小考（3）―」（『古典遺産』第三四号、昭和五八年九月）参照。
- (23) 小川信「『梅松論』諸本の研究」（岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史籍論集 下巻』昭和四四年、吉川弘文館刊）、加美宏前掲解説（4）、武田昌憲「梅松論』の成立に関する一考察」（『中世文学』第三二号、昭和六二年五月）など参照。
- (24) (19) に同じ。
- (25) 松村博司「歴史物語の読者」（同著『歴史物語』初版、昭和三六年、塙書房刊）、外村久江「鎌倉武士と中国故事」（『東京学芸大学紀要』第一八集、昭和四一年一月）、河田美恵「中世公家女子教育の原点としての『栄花物語』」（『政治経済史学』第一九〇号、昭和五七年三月）など参照。
- (26) この問題については別に論じる予定である。
- (27) 後藤丹治「日本文学書目解説（四）室町時代」（『岩波講座日本文学』第一〇回配本、昭和七年刊。後に同著『中世国文学研究』〈昭和一八年、磯部甲陽堂刊〉に再録）、吉沢義則著前掲書（3）。
- (28) 坂本太郎著『日本の修史と史学』（前掲〈5〉）、同「神皇正統記・梅松論」（同著『史書を読む』昭和五六年、中央公論社刊。後に同著『修史と史学』〈前掲（5）〉に再録）など。

- (29) 松本新八郎「概説」(『日本歴史講座』第三巻「中世篇(一)」)、昭和二六年、河出書房刊。後に同著『中世の社会と思想(上)』(昭和五八年、校倉書房刊)に再録)など。
- (30) 川添昭二「建武式目」と『梅松論』(田村圓澄他編『日本思想史の基礎知識』昭和四九年、有斐閣刊)。
- (31) 拙稿『大鏡』「太政大臣道長(上)」後半部の性格(秋田短期大学『論叢』第三七号、昭和六一年三月)、同『増鏡』の非政治的記事について―皇位継承史の性格の考察―(『島大國文』第二二号、平成五年三月)など参照。
- (32) 矢代和夫氏は、「坂上錦丸」(一〇頁)は「坂上(田村麻呂・錦丸)」のことで、錦丸は文室綿麻呂の誤りと想定するが(前掲書〈4〉三八頁頭注)、たとえ誤認であっても京大本では「坂上錦丸」という一武将と考えられていた可能性が高いであろう。
- (33) 流布本などでは「平貞盛」。
- (34) 「坂上錦丸」も「鎮守府將軍」とされる。
- (35) 拙稿『梅松論』の基幹構想―「將軍」と「正統」―(『島大國文』第一二三号、刊行予定)参照。
- (36) (35)に同じ。
- (37) 拙稿「歴史物語の範囲と系列(上)」(前掲〈9〉)参照。
- (38) 『曾我物語』などの軍記系の作品にも世継的性格は見いだせるが、それは諸家の「世継」に重点を置くものであって、「皇位」継承の意味での世継性は希薄である。福田晃「民俗学からみた大鏡―世継の伝統とその鎮魂性―」(山岸徳平・鈴木一雄編『大鏡・増鏡』鑑賞日本古典文学第一四巻、昭和五一年、角川書店刊。福田晃著『中世語り物文芸―その系譜と展開―』(昭和五六年、三弥井書店刊)に再録)など参照。
- (39) 玉懸博之「前掲論文(1)、同「軍記物と『増鏡』・『梅松論』」(古川哲史他編『中世の思想2』日本思想史講座第三巻、昭和五一年、雄山閣出版刊)など参照。
- (40) 田原嗣郎「前掲論文(2)」など参照。
- (41) 他に、「逆徒」と呼ばれるのが一例、「先代方」が二例ある。
- (42) 寛正本には下巻の巻頭近くに「官軍」の用例の前に「凶徒」とあって反例となるが(加美宏他校注『梅松論』前掲(4)二八〇頁)、該当箇所が天理本に「山門ノ大衆」(同八七頁頭注)、京大本に「山徒」(翻刻・京大本梅松論)前掲(11)二八頁とあるのに従う。
- (43) (35)に同じ。
- (44) 小川信「梅松論」諸本の研究・補説(『国学院雑誌』第八〇巻第一一四号、昭和五四年一月)。
- (45) 加美宏前掲解説(4)など。
- (46) 『源威集』の成立については、増田欣「源威集の成立について」(『中文芸』第一五号、昭和三年二月)、加地宏江「源威集の作者について」(『高野山論叢』昭和五年二月)など参照。
- (47) 『源威集』は加美宏翻刻「源威集」(同他校注前掲書〈4〉)より引用した。
- (48) 大隅和雄「中世思想史のなかの平家物語」(杉本圭三郎編『平家物語と歴史』あなたが読む平家物語3、平成六年、有精堂刊)。